

## 社会福祉法人杉並区社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員自身がライフスタイルについて考え、仕事と子育てを両立し、いきいきと効率的に働きやすい環境を整備するため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2. 計画内容

目標 1: 育児休業等の制度や健康保険法に基づく制度について、すべての職員にわかりやすい周知を図る。

(対策)

- ・各種制度やワークライフバランスに関するパンフレット等の配付・供覧による情報提供を積極的に行う。
- ・窓口を設置し、相談しやすい環境をつくる。

目標 2: 心身の回復のため、年次有給休暇の積極的な取得促進を図る。

(対策)

- ・職員ごとの年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ・上半期経過後、取得率の低い職員について、所属長を通じて年次有給休暇の取得を促す。

目標 3: 所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定し、周知を行う。

(対策)

- ・ノー残業デーを毎週水曜日とする。
- ・時間外勤務状況の調査及び分析(年2回)。